

会

議などを公開します

傍聴希望者は、会議開始の30分前より10分前に各会場前で受け付けます。申込先着順。

●自治基本条例推進委員会
日時 1月17日(木)午後1時半
場所 市役所新館4階(岸城町)

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階(岸城町)

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

●後期高齢者医療保険料・介護保険料
日時 1月31日(木)
場所 市職員会館(岸城町)
平成31年度大阪府標準保険料率ほか

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

●後期高齢者医療保険料・介護保険料
日時 1月31日(木)
場所 市職員会館(岸城町)
平成31年度大阪府標準保険料率ほか

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

●後期高齢者医療保険料・介護保険料
日時 1月31日(木)
場所 市職員会館(岸城町)
平成31年度大阪府標準保険料率ほか

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

●後期高齢者医療保険料・介護保険料
日時 1月31日(木)
場所 市職員会館(岸城町)
平成31年度大阪府標準保険料率ほか

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

●後期高齢者医療保険料・介護保険料
日時 1月31日(木)
場所 市職員会館(岸城町)
平成31年度大阪府標準保険料率ほか

●補助金、負担金等適正化委員会
日時 1月29日(火)午後1時半
場所 市役所新館4階

●都市計画審議会
日時 1月21日(月)午前10時
場所 市役所新館4階

●総合計画審議会
日時 1月29日(火)午後2時
場所 市職員会館

●国民健康保険運営協議会
日時 1月24日(木)午後2時

固

定資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告は1月31日(木)までに

償却資産とは、事業に使用する資産(構築物、機械、器具、備品など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。所有者は、法令に基づき、毎年1月1日現在の市内における資産状況を市へ申告する必要があります。

昨年中に新しく設立した事業所や、昨年に引き続き申告が必要な事業所などに対し、申告案内を送付しましたので、1月31日(木)までに必ず申告してください。

市内に償却資産を所有している事業所などで、案内が届いていない場合はご連絡ください。

確定申告の際、前年1月〜12月に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

それぞれの保険料を本市に納め、下表に該当する人には1月下旬に各担当課から保険料の納付状況のお知らせを送付します。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

②太陽光発電設備を設置した時は

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)も固定資産税の課税対象となる。設置した時は、発電規模によって申告対象となる。

③太陽光発電設備を設置した土地の評価・課税

太陽光発電設備を設置した土地は、利用状況から判断し、地目を宅地または雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合は、評価額や税額が大きく上がります。詳しくはお問い合わせください。

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

①・②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③：固定資産税課土地担当(☎423・9427)

20歳がスタート 国民年金

国民年金は、皆さんが今の高齢者世代を支え、将来、子ども世代に支えてもらう世代間扶養の仕組みです。

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金資格取得届」が送付されます。書類が届いたら、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で送るか、市民課国民年金担当に提出してください。

保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や納付猶予など、保険料の支払いを猶予する制度があります。

保険料の納付は2年前納がお得

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。2年前前納すると、約1万5千円割引され、大変お得です。また、前納した全額が社会保険料控除の対象となります(各年分に分割も可)。期間は平成31年4月から2年分です。2月末までに、年金手帳、通帳、金融機関届出印を持って、市民課国民年金担当または各金融機関(申請用紙があるか事前にご確認ください)でお申し込みください。

口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きい2年前納が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

納

付書を送付しました

●後期高齢者医療保険料
納期限 7期：1月31日(木)、8期：2月28日(木)、9期：4月1日(月)

●介護保険料
納期限 10期：1月31日(木)、11期：2月28日(木)、12期：4月1日(月)

●国民健康保険課(☎423・9475)

●後期高齢者医療保険料
納期限 7期：1月31日(木)、8期：2月28日(木)、9期：4月1日(月)

●介護保険料
納期限 10期：1月31日(木)、11期：2月28日(木)、12期：4月1日(月)

●国民健康保険課(☎423・9475)

●後期高齢者医療保険料
納期限 7期：1月31日(木)、8期：2月28日(木)、9期：4月1日(月)

●介護保険料
納期限 10期：1月31日(木)、11期：2月28日(木)、12期：4月1日(月)

●国民健康保険課(☎423・9475)

確

定申告の社会保険料控除の対象となります

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

項目	対象	問合せ
①国民健康保険料	保険料を支払った全ての人	健康保険課収納担当(☎423-9459)
②後期高齢者医療保険料	普通徴収(口座振替、納付書払い)で保険料を支払った人、遺族年金か障害年金から特別徴収(年金天引き)で保険料を支払った人	健康保険課後期高齢者医療担当(☎423-9468)
③介護保険料	65歳以上で、普通徴収で保険料を支払った人または遺族年金か障害年金から特別徴収で保険料を支払った人	介護保険課(☎423-9475)

国民年金は、皆さんが今の高齢者世代を支え、将来、子ども世代に支えてもらう世代間扶養の仕組みです。

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金資格取得届」が送付されます。書類が届いたら、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で送るか、市民課国民年金担当に提出してください。

保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や納付猶予など、保険料の支払いを猶予する制度があります。

保険料の納付は2年前納がお得

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。2年前前納すると、約1万5千円割引され、大変お得です。また、前納した全額が社会保険料控除の対象となります(各年分に分割も可)。期間は平成31年4月から2年分です。2月末までに、年金手帳、通帳、金融機関届出印を持って、市民課国民年金担当または各金融機関(申請用紙があるか事前にご確認ください)でお申し込みください。

口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きい2年前納が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

国民年金事務所(☎431・1122)、市民課国民年金担当(☎423・9460)

●後期高齢者医療保険料
納期限 7期：1月31日(木)、8期：2月28日(木)、9期：4月1日(月)

●介護保険料
納期限 10期：1月31日(木)、11期：2月28日(木)、12期：4月1日(月)

●国民健康保険課(☎423・9475)